【規程番号　行法Ⅰ－012】

学校法人行吉学園ハラスメントの防止に関する規程

〔令和7年12月19日　理事会決議〕

（目　的）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園（以下「学園」という。）において、ハラスメントを防止するための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置について、必要な事項を定めることにより、学園のすべての学生及び教職員等に対し、公正、安全で快適な環境、学習、教育、研究及び就業の機会と権利を保障することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程におけるハラスメントとは、次に掲げる行為をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反する性的な言動により、相手方に不快感その他の不利益を与え、学習、教育・研究又は職場環境を悪化させることをいう。

(2) 性暴力等

児童生徒性暴力等防止法において「児童生徒性暴力等」とされる行為と同等の行為をいう。

(3) アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場における地位又は権力を背景にして行う不適切な言動、指導又は待遇により、相手方の学習・研究意欲を低下させ、又は学習・研究環境を悪化させることをいう。

(4) パワー・ハラスメント

職場の優位性を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えること又は職場環境を悪化させることをいう。

(5) マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育児休業・介護休業等の取得などを理由として上司・同僚等からの否定的な言動により職場環境を悪化させることをいう。

(6) カスタマー・ハラスメント

職場において行われる学生、園児及び保証人、保護者等のほか、取引の相手方、施設の利用者その他学園が行う事業に関係する者の言動であって、雇用する教職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、その就業環境が害されるものをいう。

(7) その他のハラスメント

前６号以外の不適切な言動により、相手方に不快感その他の不利益を与え、学習、教育・研究又は職場環境を悪化させることをいう。

（適用範囲）

第３条　この規程におけるハラスメントの対象者は、次のとおりとする。

(1) 学園と雇用関係にある者、派遣労働者等、学園において就労する者（以下「教職員等」という。）

(2) 学園の設置する学校において就学する学生・園児及び受験生

(3) 求職者又は委託業者等、学園の業務遂行に関係する者

（管理体制）

第４条　学園は、ハラスメントに関する方針等を明確にし、その周知・啓発を行わなければならない。

２　学園におけるハラスメント防止責任者は、理事（事務統括責任者）とする。

３　理事（事務統括責任者）は、学園のハラスメントの防止及び対応に関する業務を統括し、これに関連する問題が生じた場合は、理事長に報告の上、迅速に対処しなければならない。

４　各部局の長はこの規程の周知徹底を図り、ハラスメントの防止に努めるとともに、これに関連する問題が生じた場合は、直ちに理事（事務統括責任者）に報告しなければならない。

５　教職員等を管理・監督する地位にある者及び学生・園児を指導する立場にある者は、次の事項に注意してハラスメントの防止に努めるとともに、これに関連する問題が生じた場合は、各部局の長に報告しなければならない。

(1) 日常の執務又は教育・研究を通じた指導等により、ハラスメントに関する注意を喚起し、その認識を深めさせること。

(2) 学生・園児及び教職員等の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメントが生じることがないよう配慮すること。

（ハラスメント防止委員会）

第５条　学園にハラスメントの防止及びハラスメントが生じた場合の適切な措置を行うため、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

２　防止委員会は、次に掲げる男女の委員をもって構成する。

(1) 理事長が指名する理事

(2) 総務企画部長

(3) その他理事長の指名する者　　若干名

３　前項第４号の委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

４　防止委員会の委員長（以下「委員長」という。）は理事長が指名する理事とし、防止委員会を招集し、議長となる。

５　副委員長は、委員長が指名し、委員長を補佐する。

６　防止委員会は、必要に応じて学外専門家の出席を求め、意見を聴くことができる。

（防止委員会の任務）

第６条　防止委員会の任務は、次に掲げる事項とする。

(1) ハラスメントの防止に関する基本方針を策定すること。

(2) ハラスメントの防止に係る啓発及び研修を企画・実施すること。

(3) 前２号について学園の設置する各大学、認定こども園間で調整すること。
(4) 相談窓口の職務に係る具体的事項を検討すること。
(5) 相談窓口の行ったハラスメント事案への対応を確認、検討すること。
(6) 相談窓口等からハラスメント事案の調査要請があった場合に、調査の要否を検討し、理事長へ進言すること。
(7) 調査の結果を審議し、ハラスメントの有無の認定を行うこと。
(8) ハラスメントの再発防止に係る改善策を検討・実施すること。
(9) その他、大学における委員会との調整等、ハラスメントに係る重要な事項に関すること。

２　委員長は、防止委員会の任務の状況について理事長に報告し、必要に応じて進言する。

（ハラスメント相談窓口）

第７条　ハラスメントの相談を受け付けるため、次に掲げる窓口を設置する。
(1) 教職員等及び学園の業務遂行に関係する者の相談窓口は、総務企画部総務課（総務人事担当）とする。
(2) 大学で就学する学生（研究生、科目等履修生を含む。）の相談窓口は、学生課とする。
(3) 認定こども園の園児（保護者を含む）の相談窓口は、高倉台幼稚園事務室とする。

２　ハラスメントの相談を受け付けた窓口の担当者は、直ちに委員会へ連絡を取り、必要な手続をとるものとする。

（調査の要請）

第８条　委員長は、事実関係の調査の要請を受けたときは、直ちに防止委員会を開催し、当該ハラスメント事案の調査の要否を審議する。

２　前項の審議の結果、調査の必要があると決定したときは、防止委員会は、理事長に対し、調査の開始を進言する。

（調査の開始）

第９条　理事長は、防止委員会の進言に基づき、当該事案の事実関係を調査するため、総務企画部長に対し、調査の開始を指示する。

２　理事長は、必要と認めた場合、学外の有識者に調査を委嘱することができる。

（調査機関の役割）

第 10 条　ハラスメント事案の調査を行うに当たっては、申立人、相手方（以下「当事者」という。）及び関係者から公正な立場で事情聴取を行うものとし、必要に応じて関係書類等の提出を求めることができる。

２　前項のほか、学校法人行吉学園内部公益通報に関する規程第９条から第 11 条の規定を準用する。

３　総務企画部長は、調査結果を速やかに報告書として作成し、理事長及び委員長へ提出しなければならない。

（ハラスメントの有無の認定）

第 11 条　防止委員会は、当該ハラスメント事案の調査報告の内容を審議し、ハラスメントの有無を認定する。

２　委員長は、直ちに審議結果を当事者に対して通知する。

（懲戒処分等）

第 12 条　委員長は、ハラスメント行為の事実が認定された場合は、理事長及び当該ハラスメントの行為者が所属する部局の長に対して当該認定事実を通知し、学園の就業規則、学則等の学内諸規程に基づく処分等の検討を要請する。

（再発防止の取組み）

第 13 条　防止委員会は、ハラスメント行為が認定された事案について、再発防止策を検討する。

（遵守事項）

第 14 条　当事者及び関係者は、相談、事情聴取等に際しては真実を述べ、偽りの申出をしてはならない。

２　当事者及び関係者は、いかなる場合においても相談及び苦情を申し立てた者並びにその関係者に対して、報復的行為その他不利益な取扱いをしてはならない。防止委員会は、そのような行為又は取扱いが行われないよう配慮するものとする。

３　この規程にかかわる委員、内部監査室その他手続において関係する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 職務上知り得た情報を他に漏らさないこと。

(2) 職務の遂行に当たって、当事者及び関係者の名誉、プライバシー等の人権を不当に侵害しないこと。

(3) 申立人及び関係者がハラスメントに関し相談・苦情等を申し立てたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを行わないこと。

（事務の所掌）

第 15 条　この規程に関する事務は、総務企画部総務課（総務人事担当）が行う。

（改廃）

第 16 条　この規程の改廃は、防止委員会の意見を聴取したうえ、理事長が行う。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。